

## 産業民生常任委員会

平成25年3月13日（水）

### ◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時30分）

○委員長（原見正信） それでは、ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

出席委員は9名であります。

議案の審査に入る前に、副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○副市長（疋田 洋） お忙しい中、時間を割いていただきまして、まことに申しわけなく存じます。今回新たに議案等に誤りが見つかりましたので、別紙正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

訂正の内容につきましては、平成14年4月1日から障害者の表記を法令や施設名または団体名の固有名詞を除いて障害者の「害」を平仮名表記という取り扱いで訓令をしておりましたが、今回気づかず、ばらばらな表記になってしまい、こういった誤りが見つかりました。おわびを申し上げまして、訂正をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（原見正信） それでは、本日の案件はお手元に配付してありますとおり付託案件12件と平成25年度閉会中継続調査の申し出（案）についての以上13件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、3月4日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第10号、議案第16号、議案第9号、議案第19号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第17号、議案第18号の順番で審査を行います。

最初に、議案第3号 伊達市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

それでは、議案第3号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 今回3つございますが、基本的なところとして確認をしておきたいのは、いわゆる地域密着型サービスということはどういうことなのかという点で、市はどんなことができ、どんな責任を負うことになるのか、その辺について簡単に結構ですから、まずご説明いただきたいと思えます。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

まず、地域密着型サービスですけれども、これにつきましては高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために身近な地域ごとに拠点をつくりまして支援していくサービスということになっております。それで、市町村の被保険者、伊達市の被保険者のみがサービスを利用できる、可能で

あるというところがございます。それ以外の施設については広域で対応、受け入れ等ができるというところがございます。それで、地域密着型サービスのものにつきましては今回条例改正、条例制定の関係である程度参酌できるところ、条例の中で参酌できる項目がございます。これは、伊達市のほうで独自にある程度内容を精査して変えることができるということで、自由度があるということの内容になっております。これが地域密着型サービスのメリットではなからうかと思えます。ただ、責務としましては当然指導監督等々を伊達市がやっていかなければならない、指定につきましても当然伊達市がやっていく、地域密着型サービスとしてはやっていくという形になっております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 改めて説明をしていただきました。自由度が広がるということが非常に大事な点だと思っております。参酌という言葉の意味もございますし、これまでどう変わるのだろうかということ、本市においてはもう先進的にいろんなことは取り組みはなされているので、特段すぐ影響が出てくるということではないと思っておりますけれども、ただその自由度が出てくる中で、では今後計画などを立てる中でこういった条例がどのように生きてくるのかなど、そんなふうにも期待もしているところです。

あと、もう一点だけ、今おっしゃったところでは自由度が広がるといってもやっぱり事業者がいるということになります。当然だから行政側はそれを支援をするという中で、今回の条例に当たってその事業者側のお話などもヒアリングとして行っているのかどうか、また他市、室蘭、登別市の状況などもお聞きになっているのかどうか確認をしたいと思えます。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

まず、施設側の意見につきましては12月の段階に関係する施設、伊達の場合はグループホーム4施設なのでございますけれども、その関係する施設にアンケート調査を行いまして、それでご意見をいただいております。4施設ともこの内容で問題ありませんという回答をいただいております。施設の中で意見という形で1ついただいているのが今後何らかの形でやはり改正とかをする場合があった場合は、施設の意見も十分聞いていただければという、そういうアンケート調査の結果になっております。

あと地域、近隣市の状況でございますけれども、室蘭市、登別市に昨年度いろいろ確認をしております。室蘭市、登別市につきましても特にパブコメ等はやっておりませんで、内容的にも今回の国の基準に基づいた内容で、同じ内容で3月の議会で条例制定をするというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） わかりました。ヒアリングも行っているという点と今の意見の部分もわかりました。また、あと室蘭、登別の状況というのも確認をしているということで理解しました。

あと、これでは1点だけです。グループホームとか小規模施設等の計画量を超えた場合、要するにグループホームの、市町村によって規模がございますから、当然だから飽和状態になってくるということに対しては制限ができると、指定の拒否ができるというようなことがたしかうたわれているのですけれども、ただこれは実際にそういう事例がこれから起きたときにどんな手続の中でそう

いう決定をなされることになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 指定の関係につきましては、指定の前に事前に伊達市のほうで地域密着型の、ここでいきますとグループホームなんかがそうなりますけれども、グループホームにつきましては事前に公募という形である程度その計画に沿った施設の規模で公募をいたしまして、それにふさわしい内容の事業所につきまして決定をしまして指定をするという形で考えておりますので、事業量をオーバーするようなことは余り考えられないというふうには考えておりますけれども、一応そういう形で公募で今後も続けていきたいと考えております。

○委員（嶋崎富勝） 私のほうからは、若干私の認識不足もあるとは思いますが、今回の条例の設置について基本的な部分で伺いたいと思うのですが、今小久保委員のほうからいわゆる地域密着型サービスの関係について深く質問があったのですが、実はこの介護保険も平成9年の12月ですか、国で法律ができているわけなのです。さらに、伊達市は平成12年の3月ですね、介護保険条例を設置しているのは。もう12年たっているわけなのですが、さらに平成18年の3月には地域密着型サービス、同じく介護予防サービス、指定介護予防支援の各事業所の指定等に関する規則がもうありますよね。規則は、いわゆる今回の地域密着型に関する。また、法律の第8条の14項でしたっけ、たしかあったのですが、平成9年に介護保険法が制定されたときにいわゆるこの地域密着型サービスの部分については、この法律の第8条の14項には地域密着型サービスとはという部分で項目があるのです。まさに今回条例で設置してありますいろんなサービスがもう既に平成9年の12月に法律でできているわけです。今回議案説明のときに大きく言えばなぜ伊達市として、私はこの規則があるのですから、改めてこの基準を定める条例が必要だったのかなという部分を含めてちょっと考えてみたのですけれども、議案説明のときにそういう条例の設置に関する部分の提案というのですか、大きなところがなかったのですから、私の認識不足も含めて今回条例として定めた事情というのですか、背景というのですか、そのことを含めて、もしくは経過についてでもいいですから、この条例設置に当たってのことについて説明をまず願いたいのですが。

○福祉部長（三戸部春信） 確かに地域密着型については、従前からそういうサービスが規定されていまして、指定権については規則等とかでそれぞれ地域密着型については市町村、あとは広域のものについては都道府県知事、そういう指定権はもう既に決まっていたのです。今回は、そういう施設の人員ですとか設備ですとか運営に関する基準、これについてはこれまで厚生労働省令、国の基準で全国一律だったのですけれども、地域主権一括法の施行に伴いまして介護保険法も改正がありまして、それぞれ指定権者のところの条例で規定してそういう取り扱いをすると、そういうことで今回はその基準に関する条例を今回上程させていただいていると。そういうことで、もともと地域密着型のサービスは既に始まっています、その辺の指定権についてはこれまでいろんな規定が整理されています。今回は、基準に関しての規定の制定ということでございます。

○委員（嶋崎富勝） 部長、多分そうだろうと言ったら言葉は悪いのですが、やっぱり条例の設置ですから、その辺の経過説明もちょっと多分なかったと思いますから、改めてお聞きしたわけなのです。やっぱり今まで条例がなかったわけですから、確かに伊達市の規則の中ではいわゆる地域密着型サービスに関しての基準、今ほど言いましたとおりあるのですけれども、実は指定の申請だ

とか、規則の中で変更の届け出だとか、指定の辞退だとか、この部分よりないのです。具体のサービスの内容までは、今までの規則にはなかったと。そういうことで、多分そうだろうと言ったら言葉は悪いのですが、そんなことで理解はしていたのですが、改めて確認をさせていただきました。

さらに、今回のいわゆる議案第3号にかかわる部分の条例についての13条の関係は、これは委任ですよ。委任では、事業の人員、設備、運営に関する基準は別に規則で定めるとしているわけなのですが、これも臆測で物を言うと怒られますけれども、やっぱり国の基準に準拠してこういった人員とか施設運営に関する基準を含めて準拠したのが当然出てくるのかなと思っています。しかしながら、小久保委員からも発言がありましたとおり、これはその答弁の中で伊達市独自のものという答弁ありましたから、ぜひやっぱり特徴的なもの、例えばこの基準、運営に関する基準あるいは設備の関係を含めていわゆる伊達市で特徴的なものというのですか、独自の部分というのは何か考えていらっしゃるのかどうなのか、その辺をちょっと伺っておきます。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

今現在では、独自の基準の内容というのは考えておりません。今後実際使っている施設側とか、市民の方もそうですけれども、そういう形で支障を来すようなこととかがございましたら、そこら辺はいろいろ皆さんとご相談しながらその規則というか、規則の改正について慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○委員（嶋崎富勝） 本当にこの介護保険制度、平成9年ですからもう丸15年になりますよね。本当にこの間、15年間いわゆる高齢化の進行のスピードだとか、さらに社会環境かなり大きく変わっていますから本当に介護保険、いわゆる伊達市における介護保険の現状も私も毎年市民福祉の概要ということ、介護保険の関係についてもずっと見ているのですが、数字的には例えば要介護だとか、最近余り大きい変化はないのですが、伊達市は平成12年にこの介護保険条例ができてから、全国的にも伊達市的にも多分同じなのだろうと思うのですが、いわゆるこの介護保険制度に関して例えば大きく変わった点、今後こんなことが問題点になってくるのかなという部分を含めてあれば、今感じていること含めて今回の経過を含めてあれば伺いたいと思っています。

○福祉部長（三戸部春信） 伊達市では平成12年、介護保険制度をスタートしまして12年経過しました。それで、この間制度としてはスタートから12年経過しましたから、一定程度定着してきていると思います。それで、制度の周知も一定程度できてきていると思いますので、そういう意味ではこれまではサービス利用者も給付費も平成12年から12年経過して大きく伸びています。それで、一定程度サービスが必要な方にはご利用いただいているとは思いますが、やはりいろいろ新聞なんかでも出ますけれども、特養待機者が多数いるですとか、そういう状況は伊達市においてもあります。ただ、施設整備しますとやっぱり保険料の負担にも影響するということもありまして、その辺は給付と負担のバランス、そういうことも留意しなければいけないと思っていますけれども、サービスを必要とされる方にはなるべくサービス提供ができるような、そういう取り組みでこれからもやっていきたいなと思っています。

○委員（吉野英雄） 今回さまざまな法令に準じて市町村で条例をつくっていくということで、それに基づいてやられているわけですが、今回は先ほどの説明でグループホームあるいは小規模事業

所ということで指定をしていくのかなというふうに思うのですが、地域密着型サービスで平成24年の4月から新たに始まっているいわゆる定期巡回・随時対応型訪問介護、それと複合型サービス、この辺について当時の改正の目玉でもあったわけですが、これらについて伊達市の状況というのはどのようになっていらっしゃるのか、この辺お聞かせをください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

今の巡回関係、あと複合型の関係ですけれども、施設側等にある程度随時いろいろ情報とか確認をしている中では、なかなかこういう今言われた事業について踏み込めない状況で施設側はいるというふうにお聞きしております。やはり人件費、人件費というか人材確保、そこら辺が大変だというふうにはちょっとお聞きしております、どちらも看護師さんとかが常勤するなりなんなり、看護師さんが必要になってきますので、そこら辺でなかなか難しいというふうにはちょっとお聞きしているところでございます。

○委員（吉野英雄） なかなか人材確保、これは24時間型が始まったときに私どもも何カ所か施設の担当者の方にお伺いをしたのですが、人材確保の面ですとか介護報酬の関係もありますけれども、なかなか難しいということで、そうしますとこれから手を挙げられる方がいらっしゃれば、これは当然指定していくということになると思うのですが、では当面はこれまでの地域密着型サービスの種類で6つ、小規模多機能型ですとか夜間対応型の訪問介護だとかいろいろありますが、これらに基づいてとりあえず指定をしていくということになるのかなと思っております、その辺そういうような認識でよろしいでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 条例上は8つほど名称は出ておりますけれども、実際にはその中で厳選するような形になっていくのではないかなと思います。また、この次期計画、6期計画の中でそういうことも含めましていろいろ検討をして事業量というか、そういうものを算出していくような形になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（吉野英雄） 最後に確認なのですが、その24時間型あるいは複合型、これらについて利用者のほうのニーズと申しますか、そういったものについては何か把握するようなことはされておりますでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 利用者さんに関するニーズは、具体的にはまだ把握していないような状況でございます。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の討論に入ります。

議案第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第3号については原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

次に、議案第4号 伊達市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 伊達市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準等を定める条例を議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。

議案第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 伊達市新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

それでは、議案第10号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 新型インフルエンザ等対策本部条例ということで、国の緊急事態宣言がなされた場合の対応を事前に組織しておくということなのですが、この場合の市町村の責務というのは具体的にどういうことなのか簡単に説明をいただけますか。

○保健センター所長（紺野哲也） 対策本部が担います任務につきましては、これから国のほうで示されます行動計画の中に定めることとなりますけれども、大きくは都道府県知事が定めます情報の収集をしたものに対しまして市民の皆さんの蔓延予防と、それから情報提供というものが1つと、それから市民に対しまして予防接種の実施というような大きな2つが対策本部に基づく市町村の責務になるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 今ご説明したとおりだと思いますが、ではいざそういう事態になったときにその把握というのは、例えばインフルエンザのかかっている率ですとか、また市の状況というのはつぶさに収集ができるのかどうか、また予防接種のいわゆる接種者というのがどのぐらいに上っているのかということも把握ができるのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○保健センター所長（紺野哲也） インフルエンザ等の発生状況につきましては、市単独で把握する状況は持ってございませんが、国、北海道というところで感染症サーベイランス事業というのを持ちまして、その中で西胆振地域ですから、室蘭保健所管内の医療機関の定点当たりのインフルエンザ等の発生状況については週単位で把握をして、その数値が上がってくるという仕組みがございまして、そちらの中で把握することができると考えておりますし、発生状況については国、北海道のほうから逐一室蘭保健所を通して情報が入ってくるというふうに考えてございまして、それらを得て対応するというふうに考えてございます。あと、予防接種の接種状況につきましては、この対策本部条例で定めておりますのは緊急事態宣言後の予防接種でございます。ちょっと状況が違いますが、伊達市の場合、昨年10月の17日から12月の31日まで定期の予防接種ということで65歳以上の市民の方を対象に季節性のインフルエンザの予防接種を取り組んでおりまして、そちらについては実施月の翌月の10日までに各医療機関のほうから胆振西部医師会のほうに報告が上がって、その後伊達市のほうに報告が来るという形で、月おくれでありますけれども、接種者の数については把握する体制になっておりますので、そういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員（小久保重孝） 今のお話ですと、情報については今おっしゃった上部機関のほうからいろんな仕組みを通して市のほうに入ってくると。多少の時間差はあるけれども、大体の把握はもうすぐできるということで理解をいたしました。

それで、あとそうしますと単純にこの条例といいますか、対策本部を設置するだけではどうなのかなというちょっと率直な思いがございました。日ごろからいわゆるインフルエンザに対する予防というものをやっぱり市民に呼びかけていくという点で、改めてこういう国のおふれといいますか、制度の中ではありますけれども、かなりやっぱり深刻なことが将来的に考えられるのだなということも改めて感じたところなので、伊達市としてもそういった点で対策をしっかりと心づもりしなければならぬのではないかというふうに思うのですが、改めてインフルエンザの予防対策、お考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

○保健センター所長（紺野哲也） 今回の条例につきましては国の緊急事態宣言後ということでございますけれども、実は伊達市におきましては昨年の5月にできましたこの新型インフルエンザ等の特措法のできる前の国のほうの新型インフルエンザ対策に基づきまして、平成23年の8月に伊達市の新型インフルエンザ対策行動計画というものを定めさせていただいております。その中で、当時の新型インフルエンザが発生したときに市内の組織でどのような具体的な対応をとるのかということイメージを具体的な例示をしながら定めさせていただいております。こちらについては今の伊達市の保健センターのホームページのほうで見ただけのような形になっているというふう

なっています。この行動計画の策定にあわせまして、同じく23年の8月に市役所の内部に伊達市感染症対策本部というものの設置要綱を設けまして、市長、副市長、教育長、各部長職をもって対策本部を設置できるように整理してありますし、そのほかに常時設置の会議といたしまして庁内連絡会議、伊達市感染症危機管理庁内連絡会議というものを設置しております、これは常駐的に10月と、ないしは二、三月ごろに関係課の課長による会議を開催しまして、伊達市内の学校を含めたインフルエンザ等の発生状況、今後の対策というか、予防に向けての意見交換をするというような会議を持っておりまして、そういう形で取り進めております。インフルエンザの予防の関係につきましては、室蘭保健所が昨年12月にインフルエンザの警報を発令しておりますから、それ以降ホームページのほうでありますけれども、予防、蔓延防止のための取り組みということでホームページに記載をしながら取り組みを進めさせていただいております。今後もそういう形で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○委員（吉野英雄） 実は昨年、一昨年ですか、新型インフルエンザがはやりましたときに、私も民間会社に勤めておりましたが、民間企業でも家族ですとか子供が感染することによって禁足令が出て、何人か直に入っている人間の親のほうが出社停止になるわけです。そういうようなことから、もちろん庁内では学校ですとか、市が直接かかわる部分のあれをしなければいけないと思いますが、本部対策会議というか、連絡会議の中にやっぱり一定の大きな企業の保健担当ですとか、そういったものを一定程度招集できるようにして連絡体制をとるだとか情報共有できるだとかというようにもあわせてやっぱり、これは条例の中で決めるか、規則なりの中でつくるかはわかりませんが、そういったこともあわせて考えておく必要があるのかなというふうに私も思っております。ですから、その辺、今すぐどうのこうのということではありませんけれども、それらも検討されてはいかがかなというふうに思っておりますので、お考えだけお聞かせください。

○保健センター所長（紺野哲也） 今現在、23年の8月の行動計画の中ではまず市民の皆さんの命と健康を守る、それから地域の経済活動を低下させないということが大きな課題というふうにして位置づけているのですけれども、今の現行の行動計画の中では庁内の情報交換、あと市民、事業者に向けてホームページとか広報紙を使っただけの情報提供というものが中心になってございまして、今委員からご指摘のあった点についてはちょっと薄いところでございますけれども、この辺はことしの7月をめどに国のほうで新型インフルエンザの行動計画が定められることになっておりますし、それを受けて北海道が定めて、その後ガイドラインが示される中で市町村についても行動計画を定めてまいる形になります。その中で一応市民、それから事業者に対する情報提供というのが入っておりますので、その中で整理をしていきたいと思っております。

一応そういう形で、よろしく願いいたします。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。



お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第16号の質疑を願います。

○委員（菊地清一郎） 廃棄物関係に関します条例で定める資格ということが載っておりますけれども、ちょっと確認ですけれども、当市にはその有資格者がいらっしゃるのかどうか、そしてまたどのような資格をお持ちなのか、現状をお聞かせしていただきたいと思います。

○環境衛生課長（坂元正光） お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、従前国で定められていました技術管理者の基準、こういったものを定めるということで、伊達市の場合には一般廃棄物の処理については広域のほうで処理しておりますが、実は伊達市の堆肥センター、こちらも一般廃棄物処理施設ということで該当になります。それで、こちらのほうの施設に従前から技術管理者がおりまして、その施設の技術管理者につきましては資格は今まで国で定められていたと、それを今回条例で定めるというような経過になっております。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第16号の討論に入ります。

議案第16号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 伊達市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題といたします。

それでは、議案第9号の質疑を願います。ありませんか。

○委員（菊地清一郎） これも有資格の問題ですけれども、布設工事監督者の有資格者、そしてまた水道技術管理者の有資格者、おのおのの有資格者が今当市には何名ほどおのおのいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○水道課長（山崎安紀） お答えいたします。

技術管理者につきましては1名でございます。これは、上水道と簡易水道を両方兼ねております。布設工事監督員の対応になる人間としましては、現水道課の職員の中では7名、全市的な技術職員の中では10名が対象となっております。

○委員（菊地清一郎） 布設工事関係は10名ということですか。あと水道技術管理者は1名ということなのですが、この1名というのはこの3万5,000の都市の人口には大体1名でよろしいのでしょうか。そういう基準的なものというものはあるのでしょうか。

○水道課長（山崎安紀） 水道事業体として技術管理者を1名置くということになってございます。以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○水道課長（山崎安紀） 任命しているのは1名ですけれども、有資格者としてしましては水道課においては7名、布設工事監督員と同じなのですが、他の課には10名おります。

○委員（菊地清一郎） わかりました。いずれにしましても技術職員ということで、ほかの事務職の方々とはちょっとやっぱり違った技術、そういう大学を出ていると、そういう学問を学んできているということですので、いろいろやはり人をつくるという意味では学問を習ってきて、そしてまた経験というものが大変重要になるのだらうなというふうに認識しておりますけれども、いずれにしましても1名の方が何かのご病気になられたときには非常にどうするのだというようなこともあるでしょうから、今後はいろいろその技術を取得するためのやはり水道課としてそういうことも考えていくべきではなかろうかと思うのですが、そういう技術取得に関して何か市として援助をするということはお考えになっておりますか。

○水道課長（山崎安紀） 今のところ、幸いにして有資格者の対象となる職員が多くいます。もし少ない場合におきましても厚生労働省のほうでの研修会がありまして、その講習を受けると技術管理者になれるという制度もございます。それも有効活用してまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第9号の討論に入ります。

議案第9号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 伊達市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第19号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 議案19の3ページのところに経過措置が書かれております。経過措置の2、

附則の2のところでは経過措置が書かれているのですが、これは31条から33条の規定に適合しないものについてはなお従前の例によるということになっているわけですが、伊達市の施設でこれらの経過措置の適用除外となるような施設はあるのでしょうか。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

伊達市の処理場関係は今からもう30年前以上につくられておりますので、適用除外になるものはその中にはございます。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第19号の討論に入ります。

議案第19号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 伊達市道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。

○委員（菊地清一郎） この条例の中には、各市町村にそれなりの自由度を与えるということだとは思いますが、そういう中でこの道路の問題ですけれども、道内各市町村によって基準がまちまちで違ってくるという可能性が出てくるおそれがあるということだと思いが、その辺統一された基準ではなくても何か要するにアンバランスといいますか、不適合なことだといえますか、そういうことが出てくることは考えられないのでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 道路の構造条例なのですけれども、こちらは北海道がまず条例化、作成しまして、それを各市町村が参酌しまして制定している状況になっております。それで、他市の状況を見ますと、ほぼ北海道と同じような条例ということで作成しているような状況になってございます。

○委員（菊地清一郎） 基準、基本は道条例というか、そういうものなのだという今お話で、それに沿った形で実際は運用といいますか、そういう形で進んでいくのだろうというお話がございましたけれども、しかしながらそういう自由度があるということは、いつかどこかで例えば何か標識の色、形状、そういうものもそのまち独自のものが出てくる可能性はあるのだろうかと、ちょっとそういうのを思いました。ただ、そういったもし……もしものことで恐縮ですが、そうなったときに例えば道路交通法上の例えば車の運転手がある地域からある地域に行ったときに標識が変わったり、色が変わったりとか、何かそういう心配がないのかなというふうにもちょっと思ったわけです。ただ、今のお話では基本的にそういう部分も北海道の条例の中で統一されているだろうなというふうにも思いますけれども、わかりました。

それから、もう一つお伺いしておきたいのですが、津波災害ということを考えてときに、そういう想定をしたときに、こういう自由度があるということであれば、例えば海拔表示を市の道路標識の中に検討なされたらどうなのかなというふうにもちょっと思っております。それで、やはり海拔何メートルという標識がなかなか普及しておりませんので、その辺の考えはいかがでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 海拔表示につきましては、開建のほうで国道沿いに高さの表示ということで表示しているような状況になっております。

それで、私どもの今回策定しました条例なのですが、道路の構造とあわせて案内板、警戒標識、それらの標識類の規格、寸法等も決めているような状況で、これについては規則の中でうたっております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。規則の中で今うたわれているということがわかりました。ありがとうございます。

それとあと、最後に1点なのですが、議案の6のページに横断歩道橋のお話がちょっと載っておりますが、この横断歩道橋というのは管理というのは基本的に市なののでしょうか、それとも道なののでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 現在ございます横断歩道橋につきましては、国道に2基ほど伊達市内にございまして、国のほうで管理している状況になっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私は、ちょっと今の同僚委員とはまた別の角度から考えてみたのですが、このいわゆる一括法によって自由度が広がるということは、ある面市にとっては有効なことにならないのかというふうに考えました。例えばやっぱり市道などを町なかを整備していく中でつくる、その中でいわゆる幅員ですとか勾配ですとか、そういったものをある程度市で決められれば、その土地に合った設計というのが可能になって、その費用も抑えられるのではないかというふうにも思ったのです。これは本当に素人的に考えるところなのですが、ただ、今ご答弁の中で北海道のいわゆる基準というもの、ルールの中で進めていくというようなお話なので、ちょっとがっかりをしているところです。要するに他市との接続の部分は、もちろん当然いろいろと出てくると思います。ただ、本市だけの部分で帰結するようなところに関しては、そういったこれからの部分で裁量権が広がれば費用も落とせるのではないかというふうにも考えたのですが、その辺については現実的にはそれは不可能なののでしょうか、可能なののでしょうか。

○建設課長（大山 孝） ただいまご質問にありました伊達市の独自性ということに関して申し上げますと、今回制定しました条例の中を確認したところ、勾配等も要するに十分対応できるというような判断のもとで、それとあわせて幅員関係も要するに市街地の中ですと幅員については限られた用地幅員しかないという中で、その中で舗装の布設替えとか、そういう形でやってきておりますけれども、改良工事となりますと拡幅して歩道も十分な幅員をとって車道も十分な幅員をとってやっていくような状況になります。その中で考えたところ、要するに今回設けました構造基準については十分伊達市においても範囲内でやっていけるというふうな判断のもとで今回条例を作成させていただきました。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今建設課長からお話をいただいたところでは、この条例の中では十分そのことも可能だという中で設定をしているということで理解をいたしました。今おっしゃった中でやっぱり大事な点は、市内でもまだまだ未整備な点が結構たくさんございますよね。そういった点で、用買をかけないとなかなか進まないようなところをその自由度が、裁量が広がったことで少しでもその計画を早く進められるのかなと、そんなふう考えたので、今前向きにそのことも考えながら進められるというふうに、そういうお答えだと思うのですが、改めて建設部長からその辺の確認をさせていただきたいなと思っております。

○建設部長（高梨善昭） お答えいたします。

今課長も言いましたように、この中で俗に言う単独、単費ですか、市道もやっていけると。その中で、補助事業に関しましては厚さとか全部決まってしまうけれども、そのほかに関しましては伊達市独自のものを使いながらやっていきたいと、いくということでございます。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） 私も何点か確認の意味を含めてちょっとお聞きしたいと思っております。

第5条の車線等の関係なのですが、いわゆる道路の車線、道路の区分ですよね。これは、1日当たりの交通量を含めてそれぞれ第3種であれば2、3、4級とか、こういう区分をされることになっているのですが、私もちょっと今まであれだったのですが、今現状もこういう区分はされているのですか。

○建設課長（大山 孝） 現状も道路の構造例というのがございまして、そちらの中で今回条例で定めた内容と同じようになっております。

○委員（嶋崎富勝） 当然そういうことであれば、この交通量調査もされてきたのかな、あるいはこれからまた、この具体的な数字を私ちょっと現行のやつは見えていませんからあれなのですが、もしかされていないのであれば、交通量の調査みたいなものを今までやっていないのであれば、やるのかどうなのを含めて。

○建設課長（大山 孝） 交通量調査につきましては、改めて道路を整備するという計画の中で交通量、車両、歩行者の交通量を改めて調査を行って実施しているような状況になっております。

○委員（嶋崎富勝） わかりました。ある意味では、条例できちんとすることになれば市民はある程度期待もしたりもするし、やっぱり興味を持つと言ったら変ですけども、僕も道路に対してのあり方を含めて、条例で定めてあるからこうだという逆に市民からの意見あるいは苦情ではないのでしょうかけれども、そんなことも心配されるのです。ですから、その辺をきちんとやっぱりしなければいけないのかなと。市民に説明のできるようなこの条例設置ですから、しなければいけないのかなと思っております。

さらには、17条の設計速度とあるのですが、いわゆる速度ですよ、まさに。スピードですよ、車の。これもいわゆる伊達市独自でこの条例で定めるということになるのですか。であれば、いわゆる公安委員会とのかかわりはどうなっていくのでしょうか、その辺をちょっとお伺いしておきます。

○建設課長（大山 孝） 設計速度につきましては、道路を計画するのに当たって必要な要素ということで17条のほうにうたっております、今回伊達市の条例の中で最大が60キロということで、要するに国が管理している高速道路ですとか国道の速度につきましては除外させていただいております。ですから、伊達市で該当する道路ということでの速度を表示させていただいている状況でございます。

あと、公安委員会の規制につきましては、それぞれ公安委員会のほうで設計速度と別に規制する状況になる路線もございます。ですから、あくまでも設計速度、道路をつくるための、設計するための速度ということで理解していただければいいかなと思います。

○委員（嶋崎富勝） わかったような、わからないようなあれで大変申しわけないのですが、多分車両の例えば重量だとか道路の構造に対するスピードの部分、よく道路を舗装するときに、道路のいわゆる道路構造をするときに、例えば何トンまではこの道路は耐えますよと、そんな設計は当然されるわけなのですが、多分この関係については交通安全上の速度でなく道路構造上の速度というふうに解釈していいですか。

○建設課長（大山 孝） 速度につきましては、そのとおりでございます。あと、加重に関しましては国のほうで規定を設けてそのまま使うような形になっております。あと、建築限界です。要するに道路の区域内に車両が安全に通行できる範囲というのがございまして、それも国のほうで定めております。あと、橋梁にかける加重、これも全国統一ということで国のほうで定めております。以上です。

○委員（嶋崎富勝） わかりました。

それで、公安委員会との関係は、これは当然建設部としてはちょっと所管が違うと思うのですが、いわゆる市道の速度制限しているところありますよね。していないところは、これは普通道交法上でいくスピードになるのですが、市道の速度表示をしているときには、これは関係ないですけども、もしかわかったら、わかる範囲でいいですから、例えばここは40キロですよと速度表示しているところありますよね、市道でも。そのことについては、これは公安委員会のほうの所管になるのですか。伊達市独自でスピードを決めては多分ないと思うのですが、その辺もしかわかりましたら教えてください。

○建設課長（大山 孝） 速度表示の看板、路線によってついているところあるかと思うのですが、そちらの看板につきましては公安委員会のほうで設置している状況です。ですから、それ以外のところについては要するに60キロという考えで考えていただければよいかなと思います。

○委員（吉村俊幸） 全くこれ道路についてはど素人なので、まず質問というよりもご説明願いたいのですが、第5条で第3級、第4級、第3種の3級、4級というのがあります。平野部、山地部、これ双方どちらを見ましても交通量が8,000、6,000と同じなのですね、3級、4級というのは。これは、どういうふうな理解をしたらよろしいのですか。

○建設課長（大山 孝） 今ご質問にございました第5条の3級と4級……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○建設課長（大山 孝） 3種の平地部、山地と4級の平地部、山地部が同じということでござい

ますよね。これにつきましては、道路のこの区分というところが道路の規格になります。その規格でもって3種の3級と4級と分かれてくるのですけれども、たまたま同じ設計基準、交通量ということになっております。その他の部分は、それぞれ設計交通量が変わってきております。

○委員（吉村俊幸） 何かよく……わかるかい、みんな。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（吉村俊幸） 説明がわからない。同じ交通量で規格が違うのですよという話に聞こえるのですよ、今の説明では。それでいいのですか。

○建設課長（大山 孝） 3種の3級と4級の道路につきましては規格が違いまして、次のページも平地部と山地部ということで要するに車線の幅ですとか、そういうものが変わってきている中で設計交通量ということでございます。ちょっとわかりづらいですね。

○建設部長（高梨善昭） 3種、4種ありますよね。実際は1種からあるのです。1種、2種は課長が言ったように国道とか高速道路とかで、伊達市にはあり得ないということで抜いております。それで、3種の中にも2級、3級、4級と要するに段階があるのです。それによって幅員とか路肩とか全て変わってくるのです。ただ、交通量だけは今言ったように同じ6,000と8,000ということなのですけれども、その後の部分でいろいろ変わってくるものですから、こういう分け方をしているということでございます。

○委員（吉村俊幸） そうしますと、これを管理する、発注する側の役所あるいは施工する業者だけはわかりますけれども、一般の市民、特に我々も含めてわからないということですよ、これは。もう少し市民等にもわかりやすい、少なくとも我々が見ても理解できるような方法というのはいないのですか。

○建設課長（大山 孝） 申しわけございません。こちらの構造基準につきましては、補助事業で道路を整備する場合に必要なってくる項目ということで、それぞれ道路の規格によって交通量等も変わってきますので、その基準になるための伊達市の条例ということでご理解いただければなというふうに思っております。

○委員（吉村俊幸） それ言葉で言われてもちょっとわからない。むしろ別表としてでも上げるとか、いわゆる第3種第3級のこれについては別表でこういう状況の構造のものをいうのですよと、あるいは交通量もこのぐらいのものをいうのですよというふうなことで別表にでも表示してくれば非常に我々も理解がしやすいのです。仮にこれからも市道の改良、あるいはまた新規につくるといふうなときには、どれを当てはめた施工をされるのかということも我々もチェックできるのですけれども、この状態のままとなかなかわからない。これを検討してもらおうというわけにはいかないのですか。

○建設部長（高梨善昭） これを全部読んでいけば全部入っているのですけれども、ばらばらに各条についているものですから、わかりづらいということだと思っております。全てこれを最後に表でももちろん構わないのですけれども、この中に入っているものをそうしたらまとめるということではちょっとどうなのか検討はしてみたいと思いますけれども、書いてあること自体は全部同じで、最後に交通量は幾らだよ、路肩は幾らだよ、幅員は幾らだよという一つの表になると思うのですけ

れども、そういう形は条例上に入れていいのか、規則の中というか、そういうところに入れておいたほうがいいのかはちょっとありますけれども、検討はさせていただきます。

○委員（吉村俊幸） 全く素人なものだから、もう全部を読まなかったらその道路がわからないということになると非常にいずいのです、実際のところ。やっぱりこの条例というのはやるほう、施工する側だけがわかっていればいいというものでもないだろうし、その辺のところはできるだけ丁寧な説明があってもしかるべきかなと思いますので、検討を願いたいと思います。

それで、もう一つまだわからないところがあるのです。車線というのは、どういうふうに理解したらよろしいのですか。結構どの条項にも出てくるのですけれども、いわゆる車線についてはどういうふうに理解したらいいのですか。

○建設課長（大山 孝） 車線につきましては本線、これは車両が通るメインの線、車線というか、走行する部分になります。ですから、役所の前の道路でいきますと2車線ございます。真ん中にセンターラインがあって、両側に外側線ということで白線が引かさっていて2車線になっております。そのほかに構造令上、規定のございます追い越し車線ですとか、あとは上り坂につく登坂車線ですとか、それとあとは要するに曲がり角につく屈曲車線ですとか、そういうような車線がいろいろこの条例の中で構成されております。

以上です。

○委員（吉村俊幸） 大体私も一般的には、あるいはどなたもそうだと思いますが、いわゆる道路がありますよと、それで中央線が入っていますよと。これは1車線の道路ですか、2車線の道路ですかといった場合に、これは1車線の道路として理解してよろしいのでしょうか。

○建設課長（大山 孝） よく言われるのがセンターラインがあって交互通行している道路でございますよね。それについては、片側1車線というような言い方をよくします。片側2車線もありますし、3車線道路もございます。両方合わせて2車線ということで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○建設課長（大山 孝） センターラインがないところの道路もございます。それについてはもう1車線道路ということでございます。

○委員（吉村俊幸） 難しいものだね。確認しますが、道路がありますよと、そしてセンターラインが入っていますよと、それで片側交互通行ですよと、これは2車線なのですよという理解でいいのですね。では、これは普通大概の一般の道路と我々は感じるのですけれども、そうした場合、4車線道路ということは相当大きな道路になりますね。つまり道路1つに対して、片側でなくて左通行がここが1車線、センターラインがさらにありますよと。そして、対面のほうがもう一本ありますよと。つまり1、2、3、4つ。方向が逆方向のが2列ずつ走りますよというのは、これは4車線と理解してよろしいのですか。

○建設課長（大山 孝） 伊達インターチェンジをおりてきて国道に結ぶ道道なのですけれども、インター線とございますけれども、そちらが片側2車線ずつあって4車線になっております。

○委員（吉村俊幸） 大体少しわかってきました。それで、これが理解できないのですけれども、32条の立体交差、この中に車線の数が4以上である普通道路となっている。ところが、その第2項、



車線の数が4以上である小型道路となっている。これどういうふうに理解したらいいのですか。

○建設課参事（安藤 明） お答えします。

先ほどの車線数のちょっと補足からさせていただきたいのですけれども、第5条の6の2ページのほうに、この中に第3種の3級と4級とあるのですけれども、この中に普通道路というのがございいます。これは、先ほど言った1車線当たりの幅員が3メートルなのです。それに対して3種4級になると、もう少し狭くなって1車線の最低量である2.75メートルに変わってございいます。また、さらに先ほどの中に質問がありました普通道路と小型道路というのには今は分かれております。通常伊達市の中にございいます道路につきましては普通道路でございいます。それに対して、基本的には1.7メートル未満の車しか走れない、そういう小型自動車専用の道路というの今は認められております。東京のほうですと、そういった道路というのをまち場の通勤用につくっているそういう道路がございまして、その基準でございいます。伊達市の中では、今のところそういう道路がありませんけれども、将来なる可能性はゼロとは言えませんので、こういう規定をつくっております。

以上でございいます。

○委員（吉村俊幸） ややこしいものだね、これ。簡単に言えば、普通の我々の道路であれば1車線の道路が2車線になってくる道路もできますよと、それを想定してこれをつくったのですよというふうな理解になるのですか。この表現が車線の数4以上の普通道路、4以上の小型道路というふうなことになってくると、本当に理解に苦しむと思うのです。恐らくこれ素直に、はい、わかりますよと言う人はまずいないだろうと思うけれども、こういう条例のつくり方でよろしいのかな。その辺のところ、これ改編というか、改良というか、何かもう少しわかりやすいような条例になるということはないのですか。

○建設部長（高梨善昭） 先ほどもというか、一番最初にも言いましたように、これは北海道のを参酌しておりまして、確かに今の32条とか4車線道路同士の交差、そんなことは今のところは伊達市としてはないわけですがけれども、これを抜いてつくるのがいいのか悪いのかというのももちろんあったものですから、そしてほかの市町村も聞きましたら北海道のをそのまま参酌してそのまんまやっているということも聞いておりましたので、それでちょっと参事も言いましたように今のところは考えられないような状態ですけれども、将来的になったときにどうするのだと、急につくってもいいのかもわかりませんが、そういうことで今は入れているということでございます。

○委員（吉村俊幸） しつこいようなのですけれども、この条例そのものが伊達市道路の構造技術的基準なのです。これは、現状に合ったものをつくるというものを普通考えるのであって、これは将来の話か知らぬけれども、これがあるかもしらぬからという想定上の条例というのはちょっとやっぱり現状認識としては、上がそういうふうに行っているから、国が行っているから、道が行っているからというふうな捉え方の伊達市に対する条例の扱い方としては少々現実性のないような感じがするのです。その辺のところを……別に私は反対というわけではないです。余りにもわかりにくいし、伊達市にとっても非現実的だというふうなところからもう少し今後研究検討してみる余地があると思うので、ひとつこれについては要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（吉野英雄） 後から出てくる議案8号とちょっと関連してしまうので、どこで聞いたらいい

いのかちょっとわからなかったのですが、13条に歩道のことについて書かれています。それで、歩道の幅員ですとか勾配ですとかが書かれていまして、その8号のことを言ってしまうと、ちょっと委員長に怒られるかもしれませんが、よって来るこの6号のほうは道路法に基づいてやるわけですね。8号のほうは、障がい者の移動の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定めるということの法に基づいてこれもやるわけですね。この辺、議案8号のほうは高齢者の移動ですから、歩道ですとかそういうのが主に書かれているわけで、これと議案6号で言うところの歩道との整合性だとか、そういうのは十分に参酌されてつくられているのかどうかだけ。こちら側のほうではそれしか聞けませんので、その辺はいかがでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 今ご質問にございました道路構造のほうの歩道と、あと移動等の円滑化促進にかかわる条例ということで、道路構造の基準につきましては、要するにこちらにつきましてはもともとの国で出しています道路構造令を参酌しております。それで、より一層障がい者ですとか高齢者が移動しやすいような歩道の規定ということで、議案第8号のほうにつきましてはより一層優しい道づくりということを考慮いたしまして基準として設けているような状況でございます。歩道の幅につきましては、構造令のほうと同じような状況になっております。ただ、勾配ですとかそういうものが緩やかになって人に優しい道路を目指すという内容になってございます。

○委員（吉野英雄） この条例を構成するその基本になる法律が違うものですから、なかなか聞きづらいところなのですけれども、道路法で言うところの道路構造令に基づく例えば勾配ですとかそういうものと、同じ市の条例としてつくるわけですけれども、8号のほうとやはり整合性を持たせてつくっていかないと、後で見たときには違っているというようなことにならないかなと思う。私も詳しくは見ていませんよ。詳しく見ていないでこんなことを言うのも変なのですが、整合性がとれているのかなというのが、何といても条文がいっぱいあるものですから、全部の条例がそうになっているのかということも私も指摘できませんが、これらについて後でやっぱり見直したらここが違っていましたなんていうことになりはしないかなというようなことで心配するところなのです。その辺は同じ建設課が所管する条例ですので、この辺は今々どうのこうのということはいいませんけれども、やっぱりちょっと詰めてみる必要があるのかなとは思っているのですが、この辺はいかがでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 今ご指摘にありました両方の条例の関係の要するに歩道、メインが歩道になるかと思うのですけれども、そちらの要するに取り扱いが違わないかというようなことなのですけれども、それにつきましては十分両方を見渡しまして作成している状況でございます。それで、8号のほうにつきましては、こちらのほうにつきましては一般道につきましては努力目標という状況になっております。構造令のほうにつきましては守らなければならない義務というような状況でご理解いただきたいと思います。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 伊達市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 伊達市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を議題といたします。

それでは、議案第8号の質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） 先ほどと同じような議論になると思いますけれども、第19条なのですが、路面電車の件であります。当市において路面電車というのは存在もしませんし、今後もあり得ないと思いますので、これを載せることがいいのか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） こちらの条例につきましても北海道の北海道福祉まちづくり条例をもとに、北海道のほうも同じような条例化をしております。それとあわせて、可能性としてはない可能性もありますけれども、一応全項目というか、それを網羅して条例化している状況でございます。

○委員（辻浦義浩） これ以上やっても同じでしょうから、このぐらいにしますけれども、やはり当市にかかわることを載せるのが本来であると思いますので、今後ご検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） 私も何点かお伺いしたい。

まず、この条例は、これはいわゆるバリアフリー法に基づく条例の制定だというふうを確認しているのですよね。このバリアフリー法は平成18年の暮れでしたから、もう相当経過してありまして、私もこのバリアフリーの関係について、いわゆる会派の視察でも、あるいは前にも委員会の視察で

バリアフリーの関係について視察をしたことがありまして、実は今回もどのぐらい進んでいるのかなと思ってネットで調べてみました。平成24年、去年の9月30日まで基本構想をやっぱり出すのですよね、国のほうに。これが全国で275市町村、395の基本構想が出されています。このバリアフリー法、今までは伊達の議会の一般質問なんかでもよく伊達の駅の通路とか、そんなことも含めて要望みたいな意見も出ていました。基本構想のいわゆるバリアフリー法のこれはあくまでも努力……促進に関する法律ですから、義務づけの法律ではないというところが非常に行政にとって難しいのかなと思っています。でも、その中でも北海道でも室蘭が平成13年ですか、これが北海道で一番早く基本構想を国のほうに出しているのです。私も中身までは調べていませんけれども、多分東室蘭駅の自由通路の関係で、これが基本構想として東室蘭駅の自由通路がいわゆるバリアフリー法に基づく申請をしているのかなと思っていますけれども、そんな意味で今ほど言いましたとおり義務づけ、強制的なものはありませんけれども、やっぱり高齢化社会ですから、このバリアフリーの社会というのは特に多く言われていますから、伊達市も取り組んできているわけなのですが、これはやっぱり行政でやれる部分、あとは民間企業、民間でできる部分というのはすみ分けをしてつくっていく、もう進めなければいけないのかなと思っています。とりわけ基準を定める条例をつくるわけですから、そんな意味でこれは行政側で当然つくる条例ですから、行政側としての一定の努力目標もこれからやっぱりつくっていかねばいけないのかなと思っていました。今回この条例も結構数がありますから、例えば障がい者用の22条の駐車施設、具体的に言ったら伊達の市役所の前にも2台ぐらいでしたっけ、いわゆる身障者用の駐車スペースはあるのですが、これもやっぱり例えばスペースも大体もうこれで決まるわけですから、そんなことも含めてやっぱり見直すことが結構出てくるのかなと思っています。いわゆる公共施設ですから、とりわけ今ほど言ったとおり行政が条例をつくってやるわけですから、積極的にやっぱりその辺は行政としても公共施設、例えば今言っています障がい者の駐車施設、いわゆる公共施設と言われる部分については当然この基準、条例に従ってつくっていかねばいけないと思っていますのですが、一例としてこの障がい者用の駐車スペースの関係で聞いたわけなのですが、いわゆるこの条例をつくることによって行政側としての取り組みのスピードというのは考えていますか、これについてお聞きいたします。

○建設課長（大山 孝） バリアフリー法というのは、新法のほうなのですけれども、もともとは交通バリアフリー法というのが先に先行してしまっていて、それと従来のハートビル法というのですか、そちらを合わせて今回平成18年にバリアフリー新法ということで制定されているわけなのですけれども、それで交通施設ですとか建物も全て含むような形になっております。それで、今回は私どもの条例につきましては道路施設ということで歩道と、あとは立体横断施設等を規制、構造基準ということで作成させていただいております。それで、この法律をもとに推進を図っていくということになりますと、要するに重点整備区域ということで指定をしなければならないと。あわせて、その区域の中においても道路については特定道路ということで国土交通大臣から指定を受けなければならないというような状況になっております。その規定もいろいろ距離ですとか面積とかの規定もございまして、今駐車場の関係もおっしゃっていましたが、私どもが設ける駐車場につきましては先ほどの22条の規定でサイズ、寸法、あとは台数の関係、それらを今回の条例で設けさせて

いただいております。今後は公共施設ということで、要するに福祉のまちづくりという観点から全体を考えていくと、そちらの全市的な考えでやっていくべきなのかなというふうには考えております。今回は、申しわけございません。道路施設関係ということで条例化させていただいております。

○委員（嶋崎富勝） この前の違った条例の中でも言いましたとおり、この条例をつくる以上はやっぱり今課長のほうで……国の方針は重点的にその地域を指定してという部分というのは、これはわかっています。だから条例をつくらなければいけないのだということになると思うのですが、先ほどのと違った余談になるのですけれども、例えば電車の関係を含めて、実際にこの条例の中にはあるわけですから、であれば……その趣旨はわかりますよ。趣旨はわかりますけれども、条例をつくる段階でやっぱりこの条例の中に今言った例えばの話でいわゆる駐車スペースの問題を含めて実際に条例の中にあるわけですから、その部分はやっぱり当然進めていかなければいけないのだろうと。市民はやっぱり期待するわけですから、条例までつくったわけですから。そんな意味を含めてこれからはやっぱり、多くは言いません。取り組んでいかなければいけないのかなと思っています。

さらには、このバリアフリー法を含めて、これまたいろんな部分で私も勉強してみたり、視察の際にいろんなのをちょっと調べてみたりしているのですが、俗に言ういわゆるユニバーサルデザインということがよく今使われますよね。このユニバーサルデザインという部分というのもやっぱり相当いろんな立場の部分で考えていかなければいけないのかなと思っています。例えば弱者だけのためのそういった取り組みであってはならないわけですから、障がい者とかばかりの観点ではなく、例えば子供たちにとっても優しければいけないだろうし、そういったこのバリアフリー法の中とあわせてユニバーサルデザインの考え方ももうそろそろというよりも遅いのですが、取り組んで取り入れていくべきだと思うのですが、その考えについてお伺いをしたいと思っています。

○副市長（疋田 洋） 新しい施設については、今言ったようにユニバーサルデザイン、これを尊重しながら総合体育館も含めて今市民プールをつくっておりますけれども、どなたが使っても使いやすいということでの考え方を今進めてございますので、これからの新しい公共施設については当然そういったものを含めて基本的な方針となるのではなかろうかと思っています。いずれにしても、この駐車場の関係が今出されましたけれども、銭のかからない部分については至急全庁的な公共施設の見直しを含めて、ペンキを塗ればいいだけでございますから、その辺についても対応できるものについては早急に対応していきたいということでお答えしておきたいと思います。

○委員（吉野英雄） 先ほどの続きで1点だけ確認、続きと言ったら怒られますが、先ほど建設課長はこの移動の円滑化の促進にかかわる道路の構造に関する基準の条例、この法律自体が努力義務、努力を求めていると、一方道路法のほうは守らなければならない基準として定められているというようなお話がありましたけれども、やっぱり同じ市として条例をつくってやっていく以上、もちろんその基本となる道路法のほうで求められているものを満たしながら、なおかつそれで努力をしてこちら側のほうの円滑化のほうのあれに対応できるのであればそれに沿っていくというような姿勢でない、やはり障がい者に優しいまちというのは健常者にとっても優しいまちですので、そういう観点でぜひ、これから議決されると思いますが、この新しくつくられる条例に沿って進めていただきたいというふうに思います。

もう一点、これは基本構想を定めた場合のことだと思いますが、資金確保について雑則で決められておりますね。国のほうでこの移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他措置を講ずるように、これもまた努めなければいけないというような表現ですけれども、市町村のほうで基本構想をつくって、それに基づいて進めていこうというときには国のほうもそれなりの一定の国の資金的な措置を努力しますよと、こういうふうになっているわけで、この辺のところに基づいて基本構想を作成して進めるというような考え方、これはことし、来年というふうになるのかどうかわかりませんが、そんなような考えは今市のほうでは検討されているのでしょうか。

○建設部長（高梨善昭） 今のところはまだ考えておりませんが、もちろん将来的には考えていかなくてはいけない問題だという認識ではございます。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第8号の討論に入ります。

議案第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 伊達市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第17号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 今ほど道路の関係の議論がございましたが、今度は都市公園ということで、こちらも条例改正に当たってということで、改めて高齢者や障がい者に優しい施設ということで盛り込まれているのですが、現状でこの条例に沿った形で今の本市の都市公園というのは整備されているのかどうかという点はいかがでしょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） 今回の公園の改正の中で、バリアフリー新法の2条の中で特定公園施設に関して12項目あるのですが、それについては従って進めなさいということなのですが、実は多く利用されている歴史の杜公園なのですが、あそこのこれに書かれている水飲み台ですとか、そういった部分に関しては全て今、今日定めようとしている内容で進めているということでございます。それから、施設については先ほど副市長のほうからありましたが、ユニバーサルデザイン、体育館ですとか、そういった部分についてはそういった部分を取り入れながら進めていると。それから、小規模な公園になりますと、当然これも進めてこれからいかないとならないわけですが、小規模な街区公園等については主に建っているものというのはそういった施設上はありませんので、そういうものはまだされていませんけれども、今後建てる場合についてはそういった部分で進めていかなければならないのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今、今後の部分のちょっとご答弁もございました。要するに努力目標なのか、何としてもそれはやっていくということなのか、そのことの方がまず必要なと思っはいるのです。ただ、補助等のことがあれば、ある面先ほどの道路の話ではありませんけれども、単費でできる部分に関してはある程度裁量を持ってやれる、しかし国や道の基準というものに縛られるということであれば、ある面この条例自体の拘束力というのはなくなってくるとすれば、その補助に従ったメニューの中で最大限努力するというふうなことになるのかなと思うのですが、そのことはあるにしても今回条例改正するに当たって今後の部分、今申し上げた努力目標としてあるのか、建設部、都市整備課としてこれは何としてもやっぱりこれから優しいまちづくりの中では、ほかに優先してこれはかなえていくということなのかも聞かせをいただきたいと思います。

○都市整備課長（今村勝吉） この公園のバリアフリーに関する部分は、道路と違って努力目標という形でなく、今後新しい施設に当たってはこのような形で進めなさいと、進めていきなさいということの内容になっております。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第17号の討論に入ります。

議案第17号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第18号 伊達市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第18号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 議案第18号の市営住宅の管理条例の一部改正で整備基準というのが示されたのですが、ちょっと1点だけ。これは、たしかお手洗いと浴室の整備、それからテレビの整備が定められている項目があるのですけれども、当然用意をしなければならない整備ということで、それは設置をするということになって、もう普通にちょっとページをそのまま流そうかなと思ったのですが、本市の場合、たしか舟岡の改良住宅などで風呂が設置されていないという、要するに風呂おけがないタイプがたしかあったと思うのですが、これはこれに充てた場合に市としては風呂おけまで整備するということまで一応求められるというか、そういうことになるのか、今までと変わらないことになるのか、その辺について聞かせをいただきたいと思います。

○住宅課長（早瀬久雄） 今浴室、部屋だけがある状況で使っていただいておりますが、今その辺の入居者に対する利便性としては浴槽もしくは風呂釜ですか、それはリース方式というような形で供給しております、その辺は入居者にとっては不自由な生活をしているというような状況と考

えておりますので、市のほうで設置するということでは今のところは考えておりません。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第18号の討論に入ります。

議案第18号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、平成25年度閉会中継続調査の申し出（案）についてを議題といたします。

このことにつきまして正副委員長案をお手元に配付しておりますので、副委員長より説明いたします。

○副委員長（菊地清一郎） それでは、お手元にご配付させていただいております案をごらんになっていただきたいと思います。

それでは、平成25年度閉会中継続調査の申し出（案）につきましてご説明いたします。書類番号1をごらんください。調査事件は、(1)から(17)までの17項目で、ことと同様でございます。理由は、さらに調査を必要としているため、期間は平成25年度中となります。

以上でございます。

○委員長（原見正信） ただいま副委員長より説明がございましたけれども、本委員会の委員の任期については平成25年5月までとなっておりますので、具体的な年間計画については次に選任される委員会で協議することとしますので、ご了承願います。

それでは、質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。伊達市議会会議規則第108条の規定により、案のとおり議長に対しまして申し出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。



以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。  
大変にご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 3時19分）